

# (仮称) 北九州市しあわせ長寿プラン

～幸福長寿モデル都市を目指して～

【素案(案)】

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

# 目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨・名称	.....
2 計画の位置づけ	.....
3 計画の期間	.....
4 地域包括ケアシステムの進化・推進	.....
5 計画の評価・点検	.....
6 計画の推進体制	.....
第2章 北九州市の高齢者を取り巻く状況	
1 データから見る北九州市の高齢者の状況	.....
第3章 これまでの振り返りと今後の方向性	.....
1 これまでの振り返りで求められる視点	.....
2 目標ごとの振り返りと今後の方向性	.....
3 地域包括ケアシステムの構築状況と今後の方向性について ～地域包括ケアシステムの自治体点検ツール活用による評価～	.....
第4章 計画のビジョンと目標・施策の方向性	.....
1 計画策定にあたっての視点（本市の目指す将来像）	.....
2 計画のビジョンと目標・施策の方向性	.....
◇ 計画の体系図	.....
第5章 具体的な取組み	
目標① 目指そう 活力ある100年 ～健康長寿～	
【施策1】人や社会とつながり続け、役割をもって活躍できる機会の創出	.....
【施策2】生涯を通じた健康づくり・介護予防	.....
目標② 人情息づく支えあいのまち ～地域共生社会～	
【施策1】人のつながりが幸せや安心を生む 支えあいの地域づくり	.....
【施策2】認知症にやさしいまちづくり (北九州市認知症施策推進計画(北九州市オレンジプラン))	.....
【施策3】尊厳のある自分らしい暮らしを守る権利擁護の推進 (北九州市成年後見利用促進計画)	.....
【施策4】介護者(ケアラー)のサポート	.....
目標③ 選べる自由が感じられる多彩なケア～安全・安心・自己決定～	
【施策1】不安を安心へ	.....
【施策2】介護サービス等の提供体制の充実及び介護保険制度の安定した運営	.....
【施策3】安全・安心に暮らし続けられる環境づくり	.....
第6章 介護サービス利用の見込みと保険料等について	.....
コラム	.....

## 資料

## 1 計画策定の趣旨・名称

本市は、保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画として、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「第2次北九州市いきいき長寿プラン」を策定しました。この計画にもとづき、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取組みを進めてきました。

この「第2次北九州市いきいき長寿プラン」の終了に伴い、これまでの取組みの成果等を振り返り、その中で明らかになった課題を明確にし、本市における高齢者を取り巻く状況や将来的な予測もふまえながら、その解決に向けた今後の方策を定めるため、令和6（2024）年度からの令和8（2026）年度までの計画を策定するものです。

本計画においては、いわゆる「団塊ジュニア」と呼ばれる世代が65歳以上となり、高齢化率がピークとなると予想される、令和22（2040）年に向けての課題に対応すべく、北九州市らしさを活かした地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、地域共生社会づくりを進めていきます。

政令指定都市の中で最も高齢化が進行している本市において、本プランの施策が効果的に進めていけるよう、高齢者をはじめ、より多くの市民や事業者等の方々がともに、親しみを持って様々な取組みを実践できるよう、本プランのビジョンや目標等を共有して、進めていくことが重要と考えています。

こうしたことから、人生100年時代に向けた明確な目標として、高齢者が「健康で長生き」「人とのつながり」「自らの意思で選ぶ」ことができ、幸せを感じることができる長寿社会の実現を目指して、プラン名を『（仮称）北九州市しあわせ長寿プラン～幸福長寿モデル都市を目指して～』とします。

【名称】

（仮称）北九州市しあわせ長寿プラン  
～幸福長寿モデル都市を目指して～

## 2 計画の位置づけ

### （1）法定計画として策定

本市では、平成5（1993）年度に高齢化社会のモデル都市づくりを進めるためのマスタープランとして、「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、高齢化に対応する市民サービスの充実や行政体制の整備を進めました。また、これら計画に基づく取組みの成果と課題をふまえて、さらなる高齢化に対応する政策を推進していくため、平成18（2006）年度から「北九州市高齢者支援計画」を3年ごとに策定しており、本計画は第7次計画にあたります。

なお、本計画は、保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画として、以下の内容を包含しています。

○ 老人福祉計画

老人福祉法（第 20 条の 8）に規定

○ 介護保険事業計画(第 9 期)

介護保険法（第 117 条）に規定されている介護保険の各サービスの見込量やその確保のための方策などを定める

○ 厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略」及び「認知症施策推進大綱」に沿って、策定した「北九州市認知症施策推進計画(通称:北九州市オレンジプラン)」

※「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」（令和 5 年 6 月公布、令和 6 年 1 月 1 日施行予定）13 条に基づく市町村認知症施策推進計画  
⇒主に、第 5 章目標②の施策 2 に記載

○ 北九州市成年後見制度利用促進計画

⇒主に、第 5 章目標 2 の施策 3「尊厳のある自分らしい暮らしを守る権利擁護の推進」に記載  
成年後見制度の利用の促進に関する法律（第 14 条第 1 項）に規定

(2) 「北九州市自治基本条例」をふまえて策定

本市は、平成 22（2010）年度に、市政運営の基本原則や市政への市民参画、コミュニティ活動のあり方などの自治に関する基本事項を定めた「北九州市自治基本条例」を制定しています。

本計画では、当該条例の趣旨（「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」ことを基本理念とする本市の市政運営における基本ルール）をふまえて策定し、指針に基づいて施策を推進していきます。

(3) 「北九州市新ビジョン」の分野別計画として策定

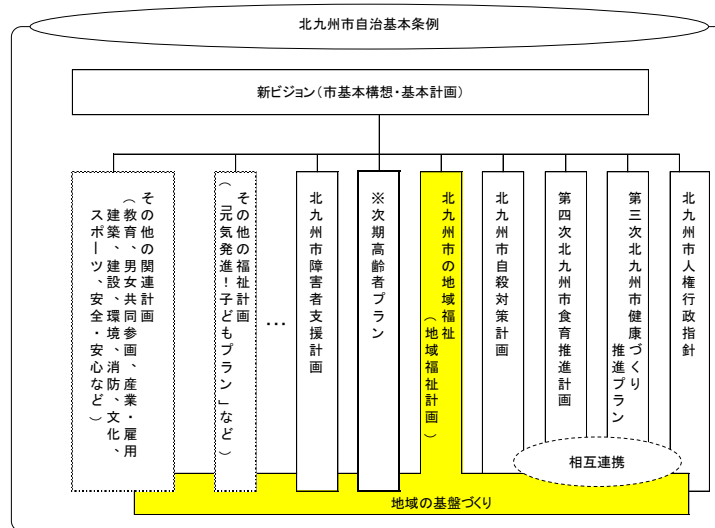
本計画は、本市の基本構想・基本計画である「北九州市新ビジョン」に基づく分野別の計画として位置づけられ、本計画の推進にあたっては、各分野別計画と相互に連携を図ります。

(4) 「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を基盤として策定

地域福祉の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民、地域団体、保健・医療・福祉・介護関係者、NPO・ボランティア団体、民間企業などが一体となって、身近な見守りや交流など、地域における様々な取組みを進める必要があります。

本市では、このような取組みを進めるため、地域社会全体で共有する指針として、「北九州市の地域福祉 2021～2025（北九州市地域福祉計画）」を策定しています。

本計画における地域の交流・見守り・支えあいなどの施策の展開にあたっては、地域福祉計画で進められる地域の基盤づくりのもと、様々な関係団体と行政が連携・協働しながら取組みを進めます。



(5) 市民、関係団体などの幅広い意見をふまえて策定

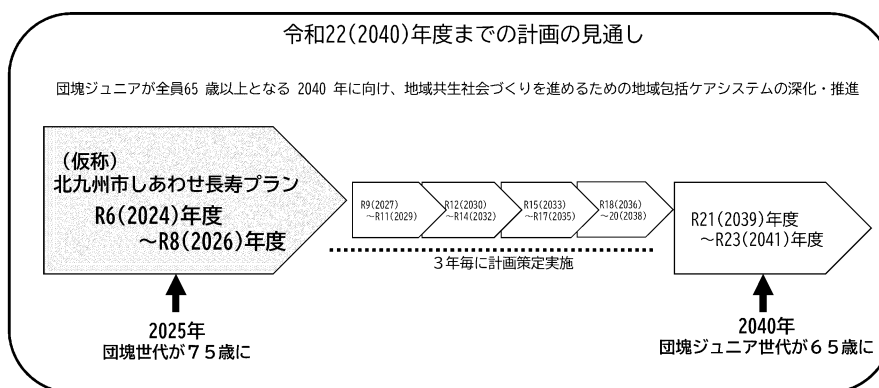
本計画は、保健・医療・福祉・介護関係者や学識経験者、公募による市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」で出された意見や、令和4(2022)年度に行った「北九州市高齢者等実態調査」等の各種調査の結果等をふまえて、策定したものです。

### 3 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

《参考：計画期間の根拠》

- ・3年を1期とした「介護保険事業計画」の策定：介護保険法(第117条)に規定
- ・「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」の一体的作成：介護保険法(第117条)及び老人福祉法(第20条の8)に規定



### 4 地域包括ケアシステムの進化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・

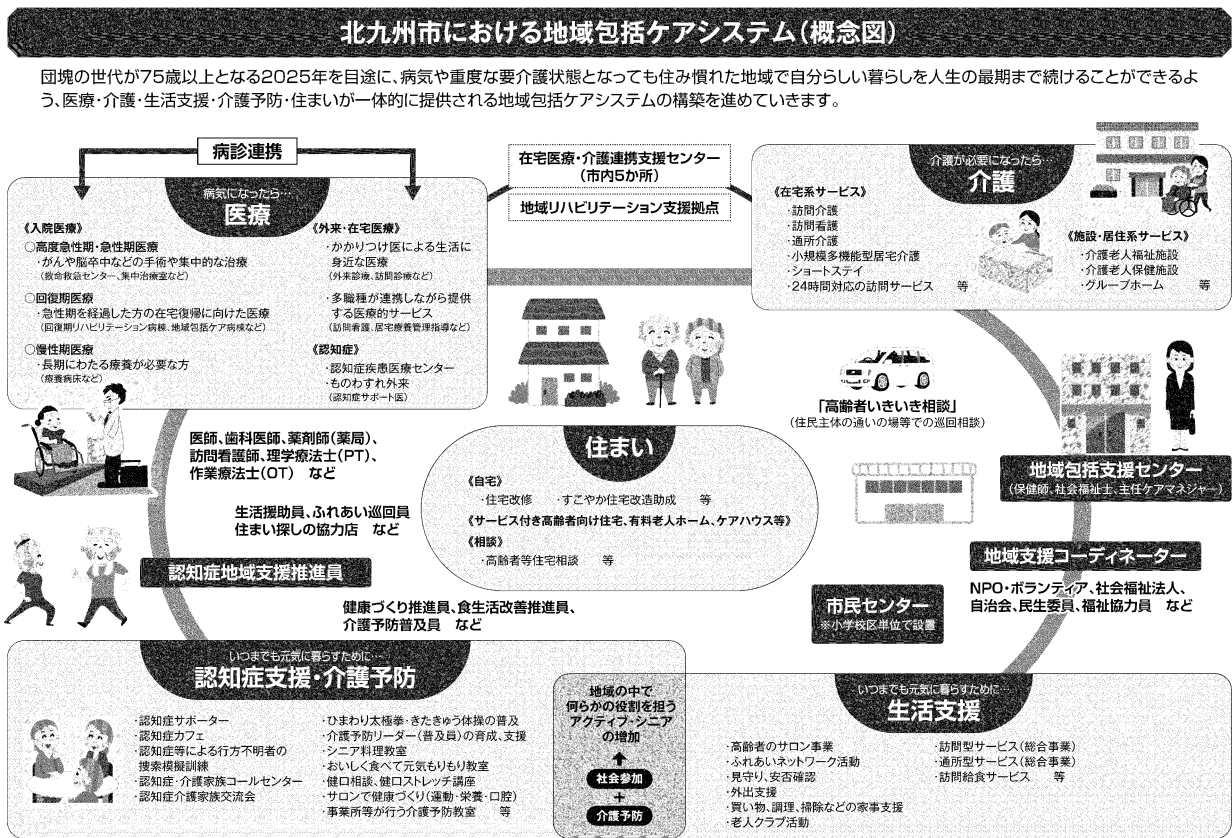
住まいが一体的に提供される仕組みです。

本市では、平成26(2014)年に地域包括ケアシステムの構築が介護保険法に盛り込まれて以降、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、住民主体の介護予防や生活支援など地域に根ざした様々な活動を展開してきました。

一方で、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年、さらにその先の令和22(2040)年にかけて、85歳以上の高齢者の増加により、要介護度が中高度の高齢者や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者、認知症高齢者の増加などが見込まれており、今まで以上に地域の受け皿づくりが重要となっています。

また地域においては、高齢者だけでなく、障害のある方や子育て世代なども含め、地域でともに支えあう社会づくりが求められています。

このため、地域共生社会の実現に向け、必要な支援を包括的に提供できる体制を推進し、これまで構築してきた地域包括ケアシステムが、さらに深化するよう取り組みます。



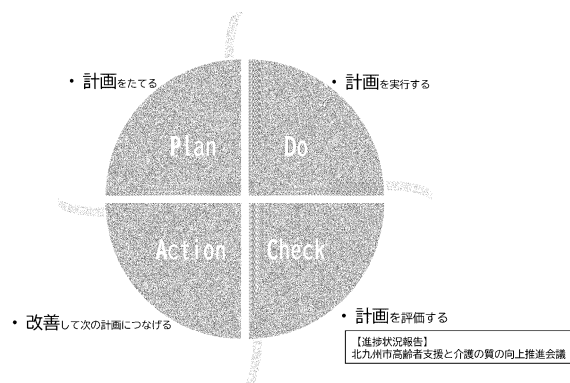
## 5 計画の評価・点検

次期プラン策定にあたり、本市における計画全体の達成状況及び地域包括ケアシステムの推進状況を把握するため、成果指標や事業量を独自に設定し、評価を行います。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って、地域包括ケアシステムの視点もふまえて、「地域包括ケア見える化システム」を活用しつつ、毎年度、各取組みの活動内容・実績について、評価を行うとともに、取組効果の継続的な分析を行い、必要に応じて費用対効果もふまえ、改善と見直しを進めます。

具体的な評価の視点や点検内容は、第3章(○ページから)で記載します。

また、これらの評価・点検の実施にあたっては、保健・医療・福祉・介護関係者や学識経験者、市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催し、意見を伺うとともに、市ホームページ等を通じて、市民に公開します。



## 6 計画の推進体制

### (1) 市民、関係機関・団体、行政に期待される役割

	役 割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる範囲で支える側に立ち、「お互い様」の精神で助けあうとともに、全ての人が、安心して暮らし続けられるまちづくりに、「我が事」として取り組む。</li> <li>・近隣に住む人に関心を持ち、あいさつできる関係・顔がわかる関係を育み、地域の問題について、地域で情報を共有し、困りごと解消のため、知恵を出し合える関係性を育む。</li> <li>・年を重ねても、自分らしく、いきいきと暮らしていけるよう、健康づくりや介護(フレイル)予防に取り組むとともに、要介護状態等となった場合においても、リハビリテーションや適切なサービス等を利用することにより、有する能力の維持向上に努める。</li> <li>・高齢期を迎える前から、人生の最終段階をどうしたいか等、ACP(人生会議)や終活に備える。</li> </ul>
保健・医療・福祉・介護関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種連携に努め、切れ目ないケアの支援を行う。</li> <li>・質の高いサービスを提供するため、自ら知識や技術の習得を続けるとともに、事業者は、従事者向けに、基礎から専門的な研修を実施する。</li> <li>・施設は、地域の支え合い活動を支援し、サービス利用者や患者が「地域で暮らしている」ということを考慮して、生活を取り巻く環境づくりに資する支援を行う。</li> <li>・介護・福祉サービスの事業者は、ロボット・ICT等の活用、施設の多機能化などにより、介護・福祉サービスの生産性や利用者の満足度の向上、職員の待遇改善を図るとともに、地域ニーズに応じた新たな生活支援サービスを提供する。</li> </ul>
企業・NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が高齢になったり、病気や障害を抱えるようになったりしても、その人ならではの強みを生かして働き続けられる環境づくりに努める。</li> <li>・育児や介護などで、働き方を変える必要が生じてても、役割や就労場所・時間などを柔軟に変更することで、離職せずに働き続けられる制度、職場環境をつくる。</li> <li>・全従業員に対して、年齢に関係なく、地域づくりや健康づくり、認知症への理解や地域活動への参加などの啓発に努める。</li> <li>・今後、増加が見込まれる健康・福祉課題をチャンスと捉え、新たな生活支援サービスを生みだし、地域の課題解決と地域産業の活性化、収益の確保が両立するコミュニティビジネスの展開を目指す。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、推進状況や課題の把握、必要に応じた施策の見直し等に取り組む。</li> <li>・目指すべき姿(ビジョン)の実現を目指し、高齢者を中心に幸せを感じることができるよう施策の推進に努めるとともに、市民一体となって取組みを進めていけるよう、施策の啓発に努める。</li> </ul>

## (2) 計画の周知

本計画の推進にあたっては、市政だよりや市ホームページの活用、出前講演の実施など様々な機会を通じて、広報・啓発に努めます。

## (3) 国・県における施策との調整

本計画における施策の推進にあたっては、国や県における諸制度や権限の見直しなどへの対応が必要となる場合があります。このため、社会情勢の変化や今後の見通しをふまえ、国や県に対して必要な措置を求めるとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。